

堺市博物館報

第 11 号

平成 4 年 3 月

研究紀要

堺市浜寺昭和町出土の銅鐸について（続）	立石 菜穂	（2）
旭照寺蔵阿弥陀如来立像と「旭照寺記録」		
－浄土真宗寺院成立の一具体例として－	張 洋一	（8）
堺市博物館所蔵「月次風俗諸職図屏風」について	井溪 明	（27）
堺史研究のあゆみ	吉田 豊	（36）
研究紀要一覧（I～X掲載論考）		（59）

事業報告（平成 2 年度）

展 示	（62）
普 及	（81）
資 料	（83）
観覧者数	（84）
開催展覧会一覧（昭和55～平成元年度）	（86）

堺市博物館

旭照寺藏阿弥陀如来立像と

「旭照寺記録」

一、浄土真宗寺院成立の一具体例として—

張 洋一

序

大野山旭照寺は、堺市西野に所在する浄土真宗本願寺派の寺院である。旭照寺について『大阪府全志』⁽¹⁾は「字坂の上にあり、大野山と號し、真宗西本願寺末にて阿弥陀仏を本仏とす。由緒は詳ならず」と、大方の浄土真宗寺院の記述に見られるごとく、所在地、山号、宗派を述べるが、その沿革については「詳ならず」としている。

しかしながら当寺には『旭照寺記録』(冊子本一冊)(以下『記録』と略す)が残っている。その内容は旭照寺の創建事情や寺号・木仏等が本山から下付されるまでの経過を詳細に記述し、当寺の沿革を知る上で不可欠な資料といえる。多くの真宗寺院がその沿革に関して明確な資料を持たない状況のなかで、『記録』は真宗寺院成立過程の一具体例を示すものとして看過できない資料と思われる。

先に筆者は本願寺本山史料を用いて浄土真宗末寺に於ける本尊の下付形態について若干の考察を行つた。『記録』にみえる木仏下付の経緯に関する記述は、この論考と表裏をなすものである。

『記録』の大半は既に『登美丘町史』⁽³⁾に公刊されているが、解説や分析は付されておらず、その後もこの資料にかかる考察はなされていない。

そこで、小稿では近時おこなった旭照寺阿弥陀如来立像の調査⁽²⁾データに基づき、そこに記された銘記について検討しながら、旭照寺の沿

革を紹介するものである。更に末寺側からみた寺号・木仏等の下付の具体的状況についても検証してみたい。

一、阿弥陀如来立像について

本尊阿弥陀如来立像は内陣奥中央の宮殿内に安置されている。上人画像・淨土七祖画像が各々懸けられている。

向かって右の宮殿には親鸞聖人画像、上宮太子画像が、左側には法如

杉人画像・淨土七祖画像が各々懸けられている。

阿弥陀如来像(図1)は像高五九・六センチ(一尺九寸)、髪際高

五四・六センチを計る立像である。

形状は、肉髻珠、白毫相(共に水晶製)、耳朵は貫通し、衲衣、偏

衫、裙をつける。右臂は屈して第一・二指を捻じ、その他の指は軽く

曲げ、左手は軽く垂下して第一・二指を捻じて來迎印を結ぶ、通形の

阿弥陀如来像で蓮華座の上にやや前傾氣味に立つ。

構造はヒノキ材の寄木造で玉眼を嵌入する。頭部は耳後で前後矧ぎ

とし、差し首とする。躰部も前後二材矧ぎで、両肩以下を矧ぎ付け、

両手首を差し込み、更に両足先を矧ぐ。右手前膊に懸かる衣の内外側

は各々別材を矧ぎ付ける。両足柄は本躰と共木である。像底部には黒

漆を塗る。保存状態はほぼ良好である。

表面の仕上げは頭部が黒色彩(もと群青彩か)で、表面は肉身部が金泥、衣部に漆箔を施すが、衣部の漆箔は二層に塗られている。上層

の新しい漆箔はほぼ躰部全体に押されるが、背面腰以下の部分は古い

漆箔のままである。後述する躰部背面墨書銘は古い漆箔の上に書かれ

ている。(図2)

像表面及び足柄には以下の銘記が確認できる。

躰部背面墨書銘(図3)

「河内国丹南郡西野新田

旭照寺 惠琳」



図1 旭照寺阿弥陀如来立像



図2 同背面

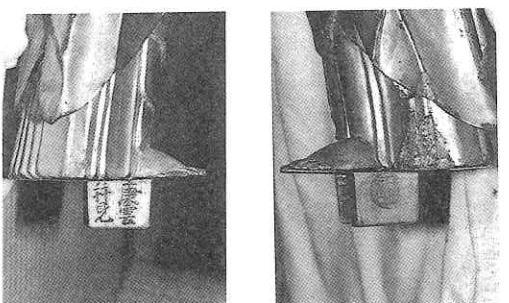


図4 右足柄

図5 左足柄



図3 脊部背面銘

左足柄外側焼印（図5）

「誠」（隸書体）

拝見

本像は、高い肉髪をもち、髪際線はほぼ水平に伸びる。面部は丸みを帯び、小ぶりな造形を示す。胸は抑揚のない彫り口で彫出され、逆に腹部はでっぷりと膨らみをもつて表される。左肩からの衲衣の端はやや繁雑に表され、逆に腹部以下の衣文は、まとまって表現される。また、背面の衣文は腰以下については、よく整理されているが、上面については杓子状に造形されており、右腋下にたくしこまれる衲衣の端は厚く彫出されている。全体の表現は安阿弥様を踏襲しながらまとまっているが、全体に生硬さが見られ、江戸時代彫刻の特色をよく示しているといえる。

二、『旭照寺記録』

『旭照寺記録』（図6）は、縦二三・六センチ、横三一・六センチの冊子本で、美濃紙一二二丁からなる。同書は縁起⁽⁴⁾、「覺」、「御本証文之写」の三部に分かれる。

縁起は、序文と本文に分かれ、序文の末尾に「釈慧琳識」とあることから筆者は当時の住僧であつた惠琳⁽⁵⁾と判明する。成立年代は、本文中に記載される最後の年紀が寛政六年（一七九四）であり、惠琳の示寂が寺の墓碑銘によると寛政一二年（一八〇〇）九月一八日であるため、寛政六年（一七九四）一二年の間に作成されたと考えられる。

本文は更に内容から二部に分かれる。前半部は旭照寺の創建にかかる事由を述べ、次に惠琳の経歴と彼が入寺するまでの経過について述べている。後半部は旭照寺が寺号木仏及び祖師画像等を下付される間の事情について記載している。後半部の内容が本文のほぼ半分を占め、

縁起の制作意図もここにあることが窺われる。

後半部の考察については次章で述べることとして、まず縁起前半部からみていきたい。

(1) 旭照寺の草創

まず縁起は、西野新田の開発から説く。元禄一六年（一七〇三）野田村の名主井上吉左衛門が公儀より新田開発を許可され、百十石の新田として西野新田を開発した。彼は別家を立て、独立し、名も井上吉右衛門に改めた。野田村からは忠兵衛や喜右衛門らも移住し、新田開発に従事していた。その後享保年間（一七一六～）に石川郡山中田村（現在の富田林市山中田。カッコ内は現在地名、以下同）専修寺（現泉龍寺）の僧旭照が当地に移り、草庵と四、五反の田地を所有していた。彼は摂州住吉郡堀村（大阪市住吉区長居東）住人松井平右衛門の子孫といわれる。旭照は享保一九年（一七三四）五月一六日に病死し、そのために彼の田地は井上吉右衛門の末孫である井上専助が

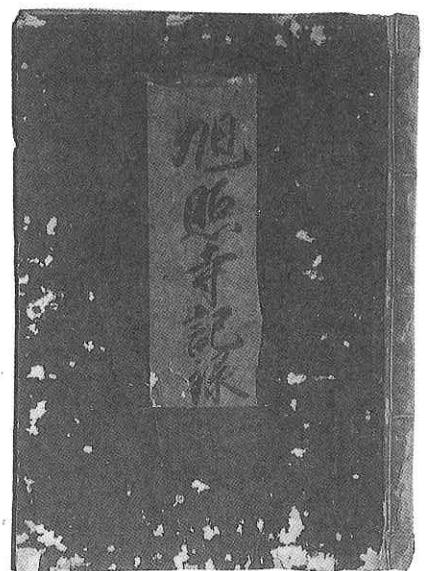


図6 旭照寺記録

預かり、引き続き耕作を行っていた。その後この田地からの収益が積み重なったので、宝暦一〇年（一七六〇）専助は僧旭照の追善のため「百姓立会所」として当地に一字を建立し、本尊を奉り、当國当郡菅生村安養寺（美原町菅生）の吟諦を寺僧として招き入れた。これが旭照寺の起源である。しかし、吟諦もまた四、五年の後に病死したために、越中国礪波郡放寺村（富山県砺波郡放寺）光嚴寺諦順が入住した。その後、明和四年（一七六七）に諦順が同國河内村（河南町上河内）に転居したため、その後住として惠琳が入寺した。

さてここで注目すべきことは、序文に「河州丹南郡西野新田旭照寺ハ元里民の会所なりしに」とあるように旭照寺は「里民の会所」から成立したとされる点である。

現在、旭照寺には本堂再建の折、見出だされた棟札（図7）（六〇・〇センチ×一三・四センチ、一枚一組）が残っており、そこには、「西野新田會所御棟札」の頭書と宝暦八年（一七五八）の年紀がみえ、更に「當村庄屋專助」を初めとする庄屋等の氏名が記されている。このことから、宝暦八年に井上専助らが中心となつて旭照寺の前身として「西野新田會所」を創建し、同一〇年に吟諦を招き入れたことが窺え、縁起の記述と符合する。寺僧吟諦の出身元である菅生村安養寺は浄土真宗本願寺派の寺院であるため、「西野新田會所」は当初より浄土真宗

本願寺派に属していたことが推測できる。一般に浄土真宗寺院は名号、絵像を記した軸を掛けてその前で在家人々が集まって法義を聴聞する場、道場から発展成立したものが多い。にも拘らず、「西野新田會所」と称したのはなぜであろうか。

西野新田は、開発された元禄一六年（一七〇三）当時は幕領（代官地）であり、その後、元文二年（一七三七）頃からは旗本水野但馬守所領となつた。

当時、幕府はたびたび新寺建立禁止令を發布し、新規寺院の建立を禁止し、また各藩でもこの意向を受けて新寺建立禁止の条目を設けていた。西野新田の親村にあたる北野田村は、丹南藩が支配していたが、元禄二年（一六八九）に出した丹南藩の条目⁽⁹⁾の中にも、

一、從公議^(儀)兼而被仰出候通 村々に有之寺社、古より有來候外、新規之寺社建立申間敷候（中略）

一、在家をかり、仏壇をかまへ聴衆を集め、致法談候事、前々より御停止之事候、縱道場に指置出家にても遂吟味可差置、（後略）とあって丹南藩の領地内では新規寺院建立及び在家中での集会を堅く禁じていた。「西野新田會所」と称して一字を建立したのは、これらの政策や条目に配慮したためであったと考えられる。

しかしながら、僧旭照追善という願意、本尊（恐らく絵像か名号であつたと思われる）の安置、更に寺僧吟諦の止住といったことから「西野新田會所」は、「里民の会所」といえども百姓が単に寄合う会所ではなく、実質的には惣道場と同様の性格をもつ施設であったことが考えられる。

更に本願寺本山側では、井上専助のような俗人の道場主を「毛坊主」と称していた。更に毛坊主にも一種類あつて『本願寺通記』には次のように規定されている。



図7 棟札

大地之毛坊主ハ伴僧を抱置、寺役檀用を為勤、自身ハ相勤不申、若旦家ヨリ斎・非時或ハ葬式等招待申候へ者、自身ハ麻上下着用仕、下座ニ差控、法用ハくだ伴僧へ為勤候事。(中略)

小地之毛坊主ハ伴僧難抱、朝夕仏前之勤ハ自身読經仕、耕作・商等を勤、斎・非時・葬礼有之節ハ近所之僧を雇ひ来、法用為勤候事。

つまり法要が独自に行えるか否かで区分され、「大地之毛坊主」は僧侶を抱え、朝夕のお勤めは僧侶が行い、斎や非時、葬式等の場合は道場主が同席するものとされる。この区分からすれば、願主井上専助は「大地之毛坊主」であったといえる。

以上のことをまとめると宝暦一〇年に井上専助は僧旭照の追善のために「百姓立会所」として当地に一字を建立した。これが、旭照寺の起源である。しかし、この堂宇は「西野新田会所」と称しながらも本尊が安置され、寺僧が止住していることから浄土真宗の惣道場の要件を具備したものであると考えられる。

(2) 惠琳の経歴

次に縁起は筆者である惠琳の経歴について述べている。

縁起によると彼はもと越中國礪波郡河崎村（富山県西砺波郡西野尻）高参寺の僧であったが、宝暦一年（一七六一）本願寺本山にて行われた祖師五百年忌の法要に参加するため上京した。法要の後、彼の親類筋にあたる河内国高安郡神立村（八尾市神立）円教寺を訪れ、暫く留守居として逗留した。その後、四条（東大阪市四条町）安養寺、摂津芝生（高槻市芝生町）光養寺と次々に赴任していった。

宝暦一三年（一七六三）二月、西野新田会所住持諦順が祖師親鸞の旧跡を巡礼するため関東に下向しようと企て、その留守居を円教寺を通じて惠琳に依頼した。これを受けた惠琳はこの年二月から西野新田

会所に赴き、法要を勤めた。その際、村の同行衆（門徒）から「もし諦順が転居した際は必ず予（惠琳）をその後任として招聘したい」と依頼され、「堅く約束」したのである。九月になり、諦順は帰寺し、惠琳は容木村（八尾市八尾木）善立寺に移った後、大道（現在地名不明）淨光寺、龍田（奈良県生駒郡斑鳩町竜田）東光寺の仲介で宝暦三年（一七六三）一二月に和州広瀬郡大場村（奈良県北葛城郡広陵町大場）法興寺に赴任した。

その後明和四年（一七六七）に諦順が河内村法林寺へ転居したため、先年の約束通り、西野新田会所同行衆が喜右衛門を使使として広瀬郡大場村法興寺へ遣わした。しかし大場村法興寺の同行衆がこれを許さず、喜右衛門も空しく帰村したが、西野新田の同行衆が先年の約束もあり、ぜひ後住にと再度請い、前住諦順自らも大場村へ足を運び懇願したため、大場村法興寺の同行衆もやむなく承諾した。八月二三日、法興寺同行衆は国府（藤井寺市国府）まで惠琳を見送り、西野新田の同行衆の喜右衛門、清兵衛、重兵衛がそこまで出迎え、惠琳は西野新田会所に入住したのである。

三、寺号と五尊の安置

(1) 寺号下付の経緯

寺号下付については寛政二年（一七九〇）に井上専助が中心となって願書を作成し当地の地頭水野河内守の家老岡田幸之丞に「御添翰」を依頼、二月一一日に惠琳は忠兵衛、六兵衛を伴い上京し、本山へ願書と御添翰を提出した。本山の絵表、木村宗兵衛が取り次ぎ、月番の嶋田大和守へ渡った。「御添翰」の効果もあって首尾よく許可され、しかも通常必要な寺号に対する御礼金は不要となつたため、寄付金として白銀一枚を献上し、「旭照寺」の寺号を頂き、帰寺した。

右無寺号之毛坊主、本山へ寺号を相願候へ者被免候。其時住持ヨリ所之地頭へ相届候へ者（後略）

「無寺号之毛坊主」が本山へ寺号を望む場合、その住持より「所之地頭」へ届け出る必要があつた。つまり、所之地頭の添状が、「所ノ坊主衆ノ付状」の代用として通用していたものと考えられる。そのため、寺号下付の願書と併せて、水野河内守の家老岡田幸之丞に「御添翰」を依頼し、これを持参したものであろう。

寺号下付の願書は前述のごとく本山内で本山の絵表、木村宗兵衛が取次ぎ、月番の嶋田大和守へ渡った。その後「御添翰」の効果もあって首尾よく許可されたが、願書は本山内でどのような経緯を辿つて許可されるのであろうか。『本願寺通記』に以下の記述がある。

右相願候節、願人上京ニ而相願度旨、絵表江申込候へハ、其もの方ニ而願書相認、願人者絵表与同道ニ而興正寺坊官家老之内へ罷出、右願書差出置、直ニ御本山御月番之寄中へ罷出、今般右願候ニ付、願書ハ上寺へ差出置、宜奉願旨御届申入罷帰候へ者、其後興正寺坊官家司之内、掛け之者、家来を以右願書ニ興正寺中入を相添、月番宅へ差出候へ者預り置、右願書上包ニ掛け之名前相記、御納戸へ小奏者持參差出候へ者、則御納戸ヨリ及披露、御聞済之上、其段御納戸ヨリ懸り年寄中へ相達し候へ者、右宅へ興家掛け役人家來を召呼、御免之段申渡候へ者、

右の記述は興正寺門徒の場合で、しかも上寺から提出する場合についての本山側の指示であるが、通常の寺号下付の経緯についてもある程度判明する。図示すると寺号の願書は本山内で左記のような経路を辿つて下付される。

このことは阿弥陀如来立像の背面墨書銘からも推測できる。通常、背面の墨書銘には末寺（惣道場）の所属関係と所在地を記入したものが多いが、本像の場合、所在地と慧琳の名をとどめるのみで、所属関係について記載されていない。これは旭照寺の直接の上寺は触頭の堺御坊であり、本山との関わりも単純であったためその所在地、願主名のみを記入したものと思われる。

本山ではこのような「毛坊主」道場の場合、以下の規定によって処

*注（）内は興正寺門徒の場合

ここで注目されるのは「月番宅へ差出」した願書はその「上包」に「掛り之名前相記」されることである。これによって旭照寺の場合、取次月番は嶋田大和守であることが判明する。また寺号下付の直接の窓口は絵表であり、更に願人は絵表と同道して興正寺坊官家老若しくは本山月番之寄中へ罷り出ることからも、願主にとって絵表木村宗兵衛の氏名は記憶に残るものと考えられるのであり、縁起に彼等の氏名が記されるのは当然のことといえよう。

寺号の命名については

（前略）且寺号ハ御門主思召を以、何寺と寺号被為与、又願人ヨリ何寺と望之寺号相願之時、差支無之候へ者願之通御免。

とあって、寺号の命名については門主が任意に決める場合と、願主が寺号を申請し門主がそれを承認する場合とがあった。旭照寺の場合、寺の創建事情から見て後者を採用したものと思われる。

以上、寺号下付の手続きに関する縁起の記述を主に『本願寺通記』を見ながら細部にわたり確認してきた。旭照寺の場合も「毛坊主」道場という事情はあるものの、寺号下付については一般的の寺院が行う手続きと同様に願書の他に添状が必要であり、本山内でも複数の手をして下付されることが判明した。以上の手続きを経て惣道場は初めて浄土真宗末寺として成立するのである。

(2) 木仏安置について

① 本尊阿弥陀如来立像の安置

本尊阿弥陀如来立像は、「当国菅生御坊御宝蔵ニ久敷御納り」とあるように元来菅生御坊御宝蔵に収められていたもので、天明三年（一七八三）四月五日に御坊御留守番役の淨念寺々僧が当地を巡察した折に



彼の像をここに安置するようにいわれ、さっそく惠琳と仁兵衛と藤兵衛が引取りに行き、旭照寺に安置した。

「当国菅生御坊」とは現在のところ不詳である。浄土真宗では本山直轄の寺院を「御坊」または「別院」とも称していた。しかし、美原町菅生には該当する寺院は存在しない。旭照寺現住職は菅生神社の神宮寺である高松山金剛院天門寺ではないかとされるが、天門寺が「菅生御坊」と称されていたかどうかについては文献上確認できない。さて、このたび木仏下付の願書が聞き届けられたため、木仏を本山で見聞する必要が生じた。この部分を掲げる(図8)。

(前略) 依而此度木仏願御聞届有之候付右御木像御供仕御本山

江聞上仏師渡邊康雲相改 御門跡様御試検之上相違無之候条當寺ニ安置可仕旨被仰出、則御殿^ノおるて渡邊康雲御下駄^ヲ焼印を被押候而當寺江御免被成下候、依之御木仏御供仕三月二日歸寺仕奉

安置難有遂拝礼候、翌三日先内移徒相勤申候、

主に前章で述べた像表面の漆箔を塗り直した程度にとどまつたものと考えられる。『記録』後半部の「覺」には

一、後御衣紋箔置料 銀 拾匁
と記載され、この推測を裏付ける。

その後、本山でも木仏に対する吟味鑑定が行われ、「御門跡様御試検之上相違無」かったので、その確認印ともいべき焼印を「渡邊康雲御下駄」に押して下付された。「渡邊康雲御下駄」とは渡邊康雲改作の阿弥陀如来立像の脚部と足柄の部分を称したものと思われ、左足柄をみえる「誠」の極印はこの焼印に該当するものと思われる。⁽¹⁾

② 木仏安置にかかる費用さて次にこれら寺号及び木仏安置にかかる費用についてみてみたい。『覚』には、寺院成立に於ける收支報告が掲載されている。寺号及び木仏安置に伴う品目と費用を抜粋すると以下の通りである。

② 木仏安置にかかる費用

さて次にこれら寺号及び木仏安置にかかる費用についてみてみたい。『覚』には、寺院成立に於ける收支報告が掲載されている。寺号及び木仏安置に伴う品目と費用を抜粋すると以下の通りである。

（申物諸願取扱方之記）

（前略）尤自身致尊崇來り候有縁之仏像、御定ニ障り不申時者其儘依用、若御定ニ違ひ候時ハ改直し依用御免。

（本願寺通記）

別稿で述べた通り、渡辺康雲は江戸時代を通じて代々本願寺本山仏師職に就いていた仏師である。彼は主に末寺に下付される阿弥陀如来立像を製作していたが、右の記事からもわかるように惣道場等に以前から安置されていた仏像が本願寺本山で定めた形制に適合しているかどうかを吟味鑑定し、更に適合していないければ仏像を改造改作することも行っていた。

旭照寺像の場合もこの手続きに従って、木仏を本山へ提出し、「相改」とあるように渡辺康雲によって吟味鑑定を受けたものと思われる。右足柄外側に認められる「康雲拝見」の墨書きは木仏の吟味鑑定及び改作を示しているものと考えられる。ただし、表面の観察から見る限り、明確な改作部分は認められず、

木仏御礼金五両式歩

銀二四一匁、

附届七三匁五分

寺号御礼金五両式歩

銀二一匁八分五厘

附届一〇一匁七分

計六二八匁五厘

六二八匁五厘

六二八匁五厘

となる。⁽¹²⁾ 銀換算では若干の差があるが、金換算では寺号御礼と木仏御礼が同額であることが確認される。この金額からみれば、寺号下付と木仮安置が末寺成立の際のもっとも重要な条件であったものと思われる。更に木仮安置の御礼銀は、旧來の仏像を転用した場合でも新規制作の場合と同額であることが注目される。

足柄の極印については二匁五分が必要とされるほか、古仏改料として五九匁が計上されている。これはこの後に「後御衣紋箔置料、銀拾匁」とある事から、古仏改料とは古仏の吟味鑑定料であると解される。

旭照寺像に関わる直接の経費はこの古仏改料と後御衣紋箔置料を合わせて銀六九匁で済んでいる。⁽¹³⁾

最後に二重箱についてであるが、これについては前述の尤古仏仮箱二入上ル、御覽相済次第下ル、夫ヨリ康雲江渡候へハ新調之箱ニ入差出ス。例之通書付箱ニ致し上ルナリ。

みられる「新調之箱」に該当するものであろう。

仏像を新規製作する場合においても

(前略) 木仏彫刻寺之法之通出来之上、新調二重箱ニ納め、御礼銀相済興正寺役人掛り之方へ願人、繪表同道ニ而差出候へ者、則、興正寺役人家来を以右之木仏礼金包とも月番江相納候へ者、則、右木仏之箱ニ書附いたし御礼銀共御納戸へ相納。(後略)

(本願寺通記 上來之通諸願御免左之通)

とあるように、製作された仏像は、新調の二重の箱に収められて、本

山での検分に供されていた。従つて古仏を鑑定吟味する場合も二重箱に納められたものと推測できる。旭照寺に於いては阿弥陀如来像を納入した箱は現存しないが、近年、各地の仏像彫刻悉皆調査の進展に伴い幾つかの市町村で確認されている。その一例として大阪府高石市綾園にある善称寺所蔵の阿弥陀如来像納入箱を見てみたい。箱蓋表には以下の墨書銘が認められる。

源光寺門徒和泉国大鳥郡
綾井ならびに大園村
木仏尊像
善称寺

せん教

文久三年癸亥四月十八日 取次少進 大仏工

康雲

箱には、善称寺の所属関係及び願主、下付された年記、取次者の氏名、製作者康雲の名前がみえる。この墨書銘は「例之通書付箱ニ致し上ルナリ。」「木仏之箱ニ書附いたし」とされているものであろう。

以上やや繁雑になったが、木仏下付にいたる手続きや経緯について述べてきた。旧來の仏像を末寺本尊として転用する場合に於いても新規制作の場合と同様に木仏を本山へ提出してその鑑定を受け、その後、新規制作した仏像と同様の手順を経て初めて末寺本尊として安置することができる。但し、「御定ニ違ひ候」、つまり旧來の仏像の形制が本山側の規定にそぐわなかつた時は渡辺康雲によって改作され、本尊として使用された。これらの手順及び御礼銀については「御免礼金並ニ取扱方右同様ナリ」とあるように製作または改作にかかる直接の費用を除けば、いずれの場合も同様の手順を踏み、同額の費用がかかるのである。

③ 絵画の下付

御絵料	同	一四五匁三分
御表紙料	同	一四六匁八分
同ルリ紺	同	一五五匁五分
同古手	同	二八八匁二分
附届	同	七三匁五分

(傍線は筆者)

『本願寺通記』に記した傍線部は「覺」と一致する事項である。

このようみてくると惠琳が求めた太子・七高僧画像は、表紙ガルリ紺で総金欄であったことが推測できる。しかもこの画像に掛かる費用は、六三九・九匁(一〇石)であった。

「覺」に記載の「御影料」は祖師画像についてではなく、『本願寺通記』にみられる御影料、太子・七高僧画像の絵画制作費と解せよう。こうして絵画類も整備されてきたが、更に祖師・善知識様之御影の下付を受けたいという希望は捨てがたく、寛政六年(一七九四)四月八日に同行衆が集まり相談した結果、資金不足の折、御礼金は四年賦という方法を探り、九月までには今年の分を調達し、来春早々に下付裏書の願書を提出する事になった。しかし、この年の二月に当村に地頭の頼母子講の半籤があたり、銀子一貫二百目が入手できた。この事は「偏に仏祖之御冥慮ニ相叶候志るなり」として、早速に惠琳は七兵衛を伴い上京し、繪表木村宗兵衛、取次ぎ月番下間兵部卿へ願書を提出した。あわせて、国絹袈裟の下付も申請した。

本山内ではさっそく届け入れられたが、祖師・善知識の画像下付については御礼銀不足のため、残金完納後に下付されることとなつた。国絹袈裟については、御免書下付を申請し、御年寄中の評定を仰いだ上、冥加金白銀一〇枚を差し出し、仮御免書を頂いた上、国絹袈裟の下付を受けた。同年一一月報恩講の時に残金を完納し、祖師・善知識

一 同惣金欄御札	銀	八九匁七分
一 太子七高僧御札	金	五両一步
一 『本願寺通記』	銀	三八七匁六分五厘
一 太子七高僧御札	金	五両一步
一 『本願寺通記』	銀	一四五匁三分
一 御影料	銀	八四(七)匁四分
一 金欄表具御札	銀	二五五匁五分
一 御表具料	銀	一〇五匁四分
一 御届	銀	四匁八分
一 極印所	銀	一

画像を下付されたのである。このようにして寛政六年に浄土真宗寺院必須の五尊が整い、以後旭照寺は「五尊鎮座の靈場」として現在まで法灯を保ち続けている。

絵画類の下付の手続きは木仏の場合と全く同様で、親鸞画像の場合は繪表木村宗兵衛、取次き月番下間兵部卿であった。ちなみに親鸞画像は「御開山様」と称され、「御開山様式番形」と「御開山様三番形」があつて御札は前者は銀四六五匁五分、後者は四五七匁壹分であった。以上、旭照寺の場合を見ると、まず木仏・寺号の免許を願い出で、木仏・寺号の下付を受けた後、太子・七高僧画像が下付され、親鸞聖人画像や蓮如上人画像はこれらの安置が許可された後という一定の順序があつたことが判明した。更に推測すれば、絵伝や自影はこれら五尊（木仏・太子画像・七高僧画像・親鸞聖人画像・蓮如上人画像）が整つた後に安置されたと思われる。

四、まとめにかえて

旭照寺の成立について阿弥陀如来立像や『旭照寺記録』の記述をもとにして、主に本願寺側の資料との比較を通じて見てきた。その結果、真宗寺院が成立するにあたっては様々な手続きを経て寺が成立整備されていく事が判明し、更にそれに伴う冥加金のため膨大な資金が必要であることも明らかとなつた。

「覺」に記載される全ての金額は銀一九八三・一五匁で、米に換算すれば、三三石弱（肥後米一石二匁六〇・五匁⁽¹⁾）にある。この額は西野新田の石高一二三石余の四分の一に相当する。このような多額の金額が捻出された理由について考えてみたい。

近畿地方の場合、近世の村は平均的な本百姓群によって構成され、彼等はその村の精神的な紐帶として村惣堂ともいうべきものを開創し、

更に寺請制度によって村惣堂から発展した寺院が、地域とより強い関係で結び付いていたことが指摘されている。⁽¹⁸⁾

この事からすれば、西野新田の開発に従事していた本百姓の精神的紐帶の場として「西野新田会所」が成立し、その発展形態として旭照寺が成立したと把握できる。言い換えると旭照寺の成立および整備は、村惣堂の整備と同義であった。以上のように考えれば、多額の金額が寺院整備のために捻出されたことも肯首出来よう。

また、その費用の捻出は、地域の経済的な余力、つまり生産増大に伴う余剰と不可分の関係にあつたと推測できる。

惠琳が赴任してまもない明和六年（一七六九）は麦の不作のため、丹南藩領内の村々は一二ヶ村が拝借金と夫食米（食用米）を藩主に願い出たが、拒否された。そこで庄屋は農民と共に年貢納入を拒絶した。いわゆる丹南藩郷中騒動である。これによつて全藩域の庄屋が逮捕され、江戸へ召喚され、牢死あるいは追放の処罰を受けた。この時辛くも一命をながらえた井上吉右衛門は旭照寺の願主である井上専助の身内であった。明和から寛政年間にかけては不作・凶作が連続し、収穫量の著しい減少を招いた。このような状況下で丹南藩郷中騒動が発生し、願主である井上専助の親族が処罰されたのである。西野新田の人々にとって、この当時は村惣堂の整備どころの状況ではなかつたであろう。

以上のようにみてみると、寺号や木仏が惠琳入住後二〇年以上も経て下付を受けたのは、西野新田の歴史と無関係ではない事が考えられる。旭照寺の整備は、西野新田の人々がようやく安定した生活を送るようになつたその証しであると考えられるのである。

従来、地域の寺院などに存在する仏像彫刻についての論考は、その

美術史的な評価に終始するものが多かつた。そのため、多くの室町時代、江戸時代の仏像彫刻は銘記がありながらも、等閑視されて來たきらいがある。作品の芸術性を論じる美術史の立場からは当然で、日本彫刻史上から見れば既に下降期に入ったこの時期の作品に積極的な評価を見出だすのは困難である。しかし、中世以降の在銘彫刻を歴史資料としてみた場合、地域史研究に於いてその銘記の持つ重要性は大きいと言わねばならない。にも拘らずその多くは資料として活用されていなかつた。今後、歴史資料として室町時代、江戸時代の在銘彫刻をどうえる事によって、地域史研究に於いてより多くの内容が解明されると思われる。

今後とも新資料の調査に努め、地域史研究の発展に些かでも寄与できれば、望外の幸いである。

なお、末筆となりましたが、阿弥陀如来立像の調査及び『旭照寺記録』の閲覧に際して旭照寺住職山上清明師及び御家族の方々に大変お世話になりました。紙面を借りて厚く御礼申し上げます。

註

- (1) 井上正雄『大阪府全志』大正一一年（同復刻、昭和五年、清文堂出版）
- (2) 張洋一「康雲銘の阿弥陀如来立像について—浄土真宗寺院の歴史の一側面—」『仏教藝術』二〇一号、平成四年
- (3) 『登美丘町史』昭和二九年 登美丘町
- (4) 『旭照寺記録』に「縁起」という題名はないが、旭照寺の縁起にかかる部分を便宜上、縁起と仮称した。
- (5) 縁起には「慧琳」と記されているが、以下に述べる阿弥陀如来像の牘部背面銘や寺に残る墓碑銘には「惠琳」とあり、本稿

- (6) 『旭照寺記録』等の解説については、本館研究員吉田豊・倉橋昌之両氏の御教示を受けた。
- (7) 棟札は墨書面を重ねて打ち付けられていたようで、双方に釘穴痕が認められる。各銘記は次の通り。

（棟札その一）

寶曆八未歳	北野田村 伊兵衛
西野新田會所御棟札	同名
寅三月吉日	市兵衛

（棟札その二）

与 稔 万 歳 叶	當村庄屋 専助
右同断 清兵衛	喜右衛門
同断年寄 九郎兵衛	
- (8) 安養寺には延享二年（一七四五）の文書が残っており、それによると正徳二年（一七一二）に本願寺本山より木仏寺号が下付されたが、役所への届け出がなされず、延享二年に願い出たとの事である。従つて、少なくとも延享二年には寺院として存在していたことが判明する。
- (9) 元禄二年九月丹南藩条目（「井上正夫文書」『堺市史統編、第四・五冊から成り、そのうちの第一・二冊は主に公儀からの
- (10) 『本願寺通記』は、文化初年（一八〇四）に編集した第一・三冊と、明治三年（一八七〇）に鈴木穂積幸雄氏が筆記した

条目や質問の回答の控を記している。既に千葉乗隆氏著『真宗教団の組織と制度』(昭和五三年、同朋舎)の巻末に付録として公刊されている。またその一部を引用した書(本願寺史料研究所編『本願寺史第二卷』浄土真宗本願寺派、昭和四三年)も刊行されている。本稿での引用は主としてこれを用いた。また、特に断りのない限り本願寺本山側の史料といえばこの史料を示す。

(11) 足納に康雲銘がある一部の阿弥陀如来立像にはこれらの銘記以外に像底部にも所在地が刻書され、その刻字部分に朱漆を充填してある。前掲拙稿においてこれは新規制作時の覚書と考えたが、このように考えれば、旧來の仏像を吟味鑑定し、更に改作を行った場合は不要であり、旭照寺像に認められないのもつなづける。この点に関しては後考にまちたい。

(12) 寺号と木仏を一括して下付される場合の御礼銀は木仏寺号御礼銀が四五二匁八分五厘、附届八二匁七分、計五三五匁五分五厘である。

(13) 因みに阿弥陀如来像を新規制作する場合の仏工料は、像高によって規定されていた。『本願寺通記』によると以下の通り。

御尺	壹尺三寸	銀一九五匁
御尺	壹尺五寸	銀二一五匁
御尺	壹尺八寸	銀二七〇匁
御尺	式尺	銀二九五匁

(14) 『高石市の仏像』(平成三年、高石市教育委員会)による。但し、ここでは「御尊像」とあるが、写真を見ると、「木仏尊像」と記されている。写真を御提供下さり、御教示を賜った神谷正弘氏に厚く御礼申し上げます。

(15) 米換算値は『近世後期における主要物価の動態』(平成元年、財団法人三井文庫)に拠った。

(16) 大桑斎『寺檀の思想』教育社歴史新書一七、昭和五四年、教育社

(17) (安永元年)八月十九日西野新田妙光書状(「井上正夫文書」堺市史統編第四卷所収)に拠る。

丹南郷中騒動で江戸へ召喚された井上吉右衛門は北野田村にある本家にあたり、専助はこの分家筋に当たる。

(表紙) 『旭照寺記録』

『旭照寺記録』

傳教大師末法燈明記云夫範衛
一如以流化者法王光宅四海以垂風者

仁王然則仁王法王互顯而化物真諦
俗諦通因而弘教所以玄籍盈乎宇
内嘉獻溢乎天下云云方今時澆季
に及べりといへとも法王運厚仁王化盛
にして四海徳沢に潤ふ伏惟吾曹多
幸にして斯聖代に遭り己に徳陰に
育しまだ清化に浴す豈四支を寬て
徒に浩恩に背へけんや乎茲河州
丹南郡西野新田旭照寺ハ元里民の會

(2才)

(2才)

して當所に村居し農作仕候是

當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺

法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所

持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ

候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ

入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

予出生ハ越中國砺波郡上河崎村
高參寺舍弟ニ而去寶曆十一辛巳年

(5才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(6才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と申僧を相招キ
入住せしむ尔時寶曆十庚辰年ト云云
是當寺開闢之來由ニ而候然ニ右吟諦
放寺村光嚴寺舍弟法名諦順と申

僧入住之處諦順五六年之後當國
河内村法林寺江転住ニ付予後住ニ入住
仕候

(4才)

して當所に村居し農作仕候是
當新田開闢之由來ニ而候其後享保
年中當国石川郡山中田村專修寺
法名旭照と申僧出生ハ摂州住
吉郡堀村住人松井平右衛門と申者

之子孫ニ而候右旭照當所江引越し
隠居之草庵を結ひ田地四五反所
持して過渡り候モ後享保十九甲寅
年五月十六日病死ニ付右所持之田地

井上吉右衛門末孫名主井上専助方江
相預り置候処年々之田徳積重リ
候ニ付専助存附ニ而右旭照追善
のためにて當村ニ一字建立を思

立御公儀御頭表ニ而ハ百姓立會所ト
名附土木之企無程成就し御

本尊を安置し當国當郡菅生村
安養寺法名吟諦と

(6ウ) 三月御本山祖師御遠忌御法會

之節為參詣上京仕候而右御法事後

當國高安郡神立村圓教寺ハ親類

ニ候故彼方江尋來り候其節圓教寺

國元母儀病死ニ付追善經營のた

(7オ)

め本国江下向仕度由に而拙僧ニ留守

居相願れ申候儘則彼処ニはらく

致止住候同年九月圓教寺國元より

歸寺予ハ四条安養寺願により彼方江

法用相助居候処其翌年寶曆十三年二月

之頃當寺諦順祖師御旧跡拝礼之

ため関東江下向之所存ニ付圓教寺を

以て予を招請し留守居せしめんと云

依而其請に應して當寺江移り越し

法用相務其節當村同行中毎々

當住諦順若何方江ニ而も転住せられ

候時ハ必後住ニ相招可申と堅契約有

之候同年九月諦順關東より歸寺

予ハ容木村善立寺願により彼方江

移転し法用を助く同年十一月

七晝夜御禮のため上京仕極月上旬

再神立村圓教寺江下り候處圓教寺

被申て云此頃大道淨光寺龍田東光寺

より貴僧に示談之趣有之ニ付早々

(8オ)

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

行に對面す右淨光寺東光寺兩僧

之執持により子細なく入寺仕候時維

寶曆十三癸未年十二月也此三四五年之

春秋を送り同行中ト法儀一味に相續

致來り候処其後明和四丁亥年八月

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

行に對面す右淨光寺東光寺兩僧

之執持により子細なく入寺仕候時維

寶曆十三癸未年十二月也此三四五年之

春秋を送り同行中ト法儀一味に相續

致來り候処其後明和四丁亥年八月

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

行に對面す右淨光寺東光寺兩僧

之執持により子細なく入寺仕候時維

寶曆十三癸未年十二月也此三四五年之

春秋を送り同行中ト法儀一味に相續

致來り候処其後明和四丁亥年八月

當寺住諦順當國河内村法林寺江

(9オ)

當村同行中預而先年約諾

依之喜右衛門空く歸り同行中江此由申

聞候處當村同行中預而先年約諾

之趣も有之候上ハ是非後住ニ相招可

申とて再喜右衛門を以可申越之処同行

而已にてハ許諾も無覚束とて諦順

自から來り頻に招請して不正依之

大場同行中も今ハ是非なしとて許

諾則八月廿三日大場を出立當寺江

可被罷越段しきりに申越候間明日早
速彼方江可被參ト云云仍而翌月早々
大道村淨光寺江參り候処 淨光寺ノ云
和州廣瀬郡大場村法興寺無住ニ付
貴僧乞入住度旨拙寺共取斗候間

(8ウ)

何分龍田東光寺江參り委細頼り可
被申ト云云依之東光寺江參出候處委
曲相分り則大場村法興寺江趣向仕同

行に對面す右淨光寺東光寺兩僧

之執持により子細なく入寺仕候時維

寶曆十三癸未年十二月也此三四五年之

春秋を送り同行中ト法儀一味に相續

致來り候処其後明和四丁亥年八月

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

厚く招請す然共大場法興寺同行

中深く止て請に應する事を不許

依之喜右衛門空く歸り同行中江此由申

聞候處當村同行中預而先年約諾

之趣も有之候上ハ是非後住ニ相招可

申とて再喜右衛門を以可申越之処同行

而已にてハ許諾も無覚束とて諦順

自から來り頻に招請して不正依之

大場同行中も今ハ是非なしとて許

諾則八月廿三日大場を出立當寺江

(10オ)

當寺殿堺御坊御用ニ而巡在之節

右之御木像當寺に安置可仕様にと

有之候ニ付難有存則拙僧并同所仁兵衛

藤兵衛両人御迎ニ上り當寺江奉勸請

來り安置尊敬致來り候依而此度木仏

願御聞届有之候ニ付右御木像御供

仕御本山江聞上仁兵衛渡邊康雲

相改御門跡様御試檢之上

相違無之候條當寺ニ安置可仕旨被

仰出則御殿ニおるて渡邊康雲御

下駄ニ焼印を被押候而當寺江御免被
成下候依之御木仏御供仕三月二日
歸寺仕奉安置難有遂拝禮候翌三日
先内移徒相勤申候猶又 御本山より
御地頭江御返翰有之候ニ付旁以取急
勇立候依而同月十一日拙僧並同行

(11オ)

趣向仕候大場同行中ハ國府迄見送り
當村同行之内より喜右衛門清兵衛重兵衛

右三人國府迄出迎無恙入仕候

右明和四年八月廿三日入住せしより

已来五年之星霜を重ね年久しく

同行中とむつび合樂に法儀一味

に相續致來候事誠に往昔之宿縁

浅からざる因縁にこそと覺へ侍る

迄ニ候依而年来寺号木佛御願申

度志願有之に付去寛政二庚戌年十一月

右志願之趣同行中江及出言候處各々

無異議同心仍而先此段御地頭江ハ御

(12オ)

用之節井上専助御内意迄御窓申置追而
以願書願出御添翰頂戴可仕と奉存則

御用之席を以井上専助右之趣御窓申上

候所御地頭水野河内守様御家老岡田

幸之丞殿早速御領掌有之にて即席

ニ而御添翰被成下候誠ニ難有仕合ニ候

母子御取立ニ而當所百姓中江も御頼ニ付

村方より出銀貳百目被入二月五日初会

有之候處當村江半闌相當り則銀子

八百目相渡り候ニ付是實に時之幸也

と同行中打寄示合右之銀子を以て

志願之料に相立早速可願出と各々

勇立候依而同月十一日拙僧並同行

(13オ)

忠兵衛六兵衛貳人相連上京仕翌十二日
繪表木村宗兵衛取次ニ而御月番
嶋田大和守殿江願出候處御地頭御添翰
旁以御取成甚以首尾能早速御聞届
有之候且其上寺号御礼金之儀者
御用捨可被成下旨被仰聞無申計
難有仕合奉存御冥加として白銀貳枚
獻上仕寺号頂戴仕同十五日歸寺仕候
木仏之儀ハ元當国菅生御坊御宝
藏二年久敷御納り被為在候御木像ニ而
去天明三癸卯年四月五日御留守番淨
念寺殿堺御坊御用ニ而巡在之節

(14オ)

右之御木像當寺に安置可仕様にと

有之候ニ付難有存則拙僧并同所仁兵衛

藤兵衛両人御迎ニ上り當寺江奉勸請

來り安置尊敬致來り候依而此度木仏

願御聞届有之候ニ付右御木像御供

仕御本山江聞上仁兵衛渡邊康雲

相改御門跡様御試檢之上

相違無之候條當寺ニ安置可仕旨被

仰出則御殿ニおるて渡邊康雲御

下駄ニ焼印を被押候而當寺江御免被
成下候依之御木仏御供仕三月二日
歸寺仕奉安置難有遂拝禮候翌三日
先内移徒相勤申候猶又 御本山より
御地頭江御返翰有之候ニ付旁以取急
勇立候依而同月十一日拙僧並同行

(15オ)

之節為參詣上京仕候而右御法事後

當國高安郡神立村圓教寺ハ親類

ニ候故彼方江尋來り候其節圓教寺

國元母儀病死ニ付追善經營のた

(16オ)

め本国江下向仕度由に而拙僧ニ留守

居相願れ申候儘則彼処ニはらく

致止住候同年九月圓教寺國元より

歸寺予ハ四条安養寺願により彼方江

法用相助居候処其翌年寶曆十三年二月

之頃當寺諦順祖師御旧跡拝礼之

ため関東江下向之所存ニ付圓教寺を

以て予を招請し留守居せしめんと云

依而其請に應して當寺江移り越し

法用相務其節當村同行中毎々

當住諦順若何方江ニ而も転住せられ

候時ハ必後住ニ相招可申と堅契約有

之候同年九月諦順關東より歸寺

予ハ容木村善立寺願により彼方江

移転し法用を助く同年十一月

七晝夜御禮のため上京仕極月上旬

再神立村圓教寺江下り候處圓教寺

被申て云此頃大道淨光寺龍田東光寺

より貴僧に示談之趣有之ニ付早々

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

行に對面す右淨光寺東光寺兩僧

之執持により子細なく入寺仕候時維

寶曆十三癸未年十二月也此三四五年之

春秋を送り同行中ト法儀一味に相續

致來り候処其後明和四丁亥年八月

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

行に對面す右淨光寺東光寺兩僧

之執持により子細なく入寺仕候時維

寶曆十三癸未年十二月也此三四五年之

春秋を送り同行中ト法儀一味に相續

致來り候処其後明和四丁亥年八月

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

行に對面す右淨光寺東光寺兩僧

之執持により子細なく入寺仕候時維

寶曆十三癸未年十二月也此三四五年之

春秋を送り同行中ト法儀一味に相續

致來り候処其後明和四丁亥年八月

當寺住諦順當國河内村法林寺江

転住ニ付當村同行中拙僧を後住に

相招申度とて喜右衛門を使として

行に

(14才) 同月六日拙僧并專助御地頭江御札二
龍上り御返翰差上候首尾克御礼相済
歸寺仕候而年来之願望無指際成就

致候段偏ニ仏祖之御冥助と難有奉存

歎喜踊躍無申計候

一 前段之如く寺号御礼金御用捨被

成下候ニよりはからざるに銀子六百目餘

過銀ニ相成候ニ付何卒太子七高僧

御願申度と存附専助方より銀子借用仕

右過銀ニ相足シ候而御礼銀都合調達

仕奉願上候處早速御免被成下候尤其

節 御門跡様御不例故御染

筆御延引ニ而五月廿一日御裏御

染筆被為成下候難有奉存廿三日歸寺

仕同行中江及披露候當年拙僧學林

續籍に而結夏仕候ニ付又々上京仕六月

下旬学林自恣相済シ歸寺仕候依七月

廿日淨教寺念照寺西寶寺真光寺池嶋

淨慶寺等請待いたし御移徒供養為

執行折節快天ニ而繁昌仕無故障相

勤満足ニ存候

前來重々之願望にて是迄在家

(15ウ) 同様之會所を一寺と取立寺号木仏

并太子七高僧迄奉請仕朝夕拝礼

仕候事誠に身ニ過たる満足無申計

悦居候然ニ一生ハ尽るといへとも希

望ハ不尽之理りにて猶此上何卒
祖師善知識様之御影を奉願
賑々敷五尊鎮座之靈場と成し
奉らはやと志願深重にして不得
止寛政六甲寅年正月八日同行中集
會せしめ及示談候處各々実もと
同心有之其座におゐて御冥加銀出
精に記帳尤四ヶ年之年賦其内當
年之分九月迄ニ取立来春早々願込
可致と示談相聞し候

(16才)

一 其年二月五日右件之御地頭頼母子會
有之候處又々當村江半闌上り候而銀子

壹貫貳百目相渡り候ニ付村方同行中
申合候ハ先年寺号木仏願望申出候節

半闌相當り其上此回又候右半闌上り

候事ハ誠ニ不思議之至り是偏ニ 仏祖之

御冥慮ニ相叶候しるしなりと各々

難有大悅仕急々思立同十一日夜舟ニ而

拙僧并同行七兵衛上京仕翌十二日繪表

木村宗兵衛取次御月番下間兵部卿殿江

願出候其節國絹袈裟も同時ニ御願申上候

处早速御聞届有之候尤御影様

之儀ハ御礼金不足ニ付追而残金上納

仕候節御箱頂戴可仕段願上國袈裟

之儀ハ此度御免書頂戴仕度と奉願上候處

御年寄中御評定之上御聞届被成

(17才)

一 本願寺御門跡末流紛無御座候間宗旨

判形等無相違被仰付可被下候為後證如件

として当地に一字を建立

一 井上吉左衛門が西野新田を開発する

享保年間 一七〇三 僧旭照、西野新田に移住する

一七二六

一 一七三四 五月十六日、旭照病死

一七五八 井上専助ら、僧旭照追善のため「百姓立会所」

として当地に一字を建立

一一一七六一 本願寺本山にて行われた祖師五百年忌の法要

に惠琳参加の後、河内高安郡神立村円教寺に

(18才)

一 下則為御冥加白銀拾枚差上仮御免書

頂戴仕候而同廿三日夜歸寺仕候同廿四日村

方江及披露候翌廿五日御供物講置講

右両御講先達而日割相當り有之候ニテ

右御講相勤申候則國絹袈裟之衣躰

ニ而出勤仕候同年十一月御正忌之節

右御影様御礼殘銀上納仕御箱

頂戴仕歸寺致候

(19才)

一 木仏御札 覚

金五百兩貳步

ノ銀貳百四拾壹匁

金五百兩貳步

貳匁五分

銀五百拾九匁

(20才)

一 御届(之)銀

ノ銀貳百四拾壹匁

百拾六匁六分

貳匁五分

銀五百拾九匁

(21才)

一 御届(之)銀

ノ銀貳百四拾壹匁

百拾六匁六分

貳匁五分

銀五百拾九匁

(22才)

旭照寺沿革略史

御本山証文之写

河内国丹南郡西野新田旭照寺惠琳儀

本願寺御門跡末流紛無御座候間宗旨

判形等無相違被仰付可被下候為後證如件

寛政六甲寅年六月 富嶋頼母印

水野監物様御内

岡田幸之丞殿

一 極印所 四匁八分

一 自剃刀御札 銀百五拾目

一 御届 銀四拾六匁五分

一 極印所 貳匁

一 血誓料 拾匁五分

(23才)

一 御届(之)銀

ノ銀貳百四拾壹匁

百拾六匁六分

貳匁五分

銀五百拾九匁

(24才)

一 御影料

ノ銀貳百四拾壹匁

百拾六匁六分

貳匁五分

銀五百拾九匁

一 金襷表具御札

ノ銀八拾四匁四分

銀貳百五拾五匁五分

(25才)

一 御表具料

ノ銀百四拾五匁三分

銀貳百五拾五匁五分

(26才)

一 御届

ノ銀百五匁四分

百五匁四分

赴任、後に河内四条安養寺赴任

一二 一七六二

恵琳、攝津芝生光養寺赴任

一三 一七六三

吟諦、病死か

二月、恵琳は留守居として旭照寺に赴く

二月、恵琳和州広瀬郡大場村法興寺に赴任

明和 四

一七六七

丹南藩郷中騒動おこる

安永 元

一七六九

井上吉左衛門、江戸につめ、この年末に帰村

天明 三

一七八三

木仏安置

寛政 元

一七八八

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門死去

天明 四

一七八七

井上吉左衛門、江戸につめ、この年末に帰村

安政 六

一七八五

井上吉左衛門死去

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

天明 三

一七八三

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

寛政 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

元治 元

一七八九

井上吉左衛門供養のため、迎え地蔵建立

一

(追記)

脱稿後、倉橋昌之氏より「当国菅生御坊」は「当国萱振御坊」の誤写ではないかとの指摘を受けた。萱振御坊とは、河内国八尾萱振（現八尾市萱振）にある大徳山惠光寺である。惠光寺は、明応・文明年間に開創と伝え、慶長一七年（一六一二）以降には、西本願寺懸所として発展した寺院である。

貞享二年（一六八五）、惠光寺第七世一行は東本願寺末に転派し、摂津平野郷町（現大阪市平野区）に慧光寺（平野御坊）を建立したため、明治二三年（一八八〇）までは無住の状態であった。そのため、萱振御坊の執務は、御留守番である枚方淨念寺が携わっていた。

従って、「御留守番淨念寺」が、旭照寺の本尊移安に携わっていることからして「当国菅生御坊」は「当国萱振御坊」の誤写である可能性は高いと思われる。

しかし、寺号下付については、萱振御坊が若江・河内両郡の触頭寺院であったのに對し、堺御坊は摂河泉の触頭寺院であつて、堺御坊がより広い地域を掌握していたことが伺える。旭照寺の所在は河内国丹南郡西野新田であるため、寺号下付に関する本末関係については、本文で述べた通り、本願寺本山—堺御坊—旭照寺の関係を維持していたものと考えられる。

以上、訂正補記とともに、関連事項を見落としていた不明を深く謝したい。

作画内容全体を表わす上で不十分であると思われたので、表題のように本名称に変更したものである。

作品全体は六曲屏風一双をなしており、法量は各縦七九・四糀、横三五・八糀で中屏風の範ちゅうに入る作品である。紙本著色で、道路には薄く金泥が引かれている（ただしこの金泥は、諸物を描いた後に塗り込められたものである）。紙面は紙幅約三六糀の間合紙を三段継ぎにしている。詳しい伝来は不明であるが、前所有者によると京都市中の商家から出たものという。

画面は左右隻ともそれぞれ上下二段に区切られ、右隻上段右から二扇ずつの割で一月から三月、下段は四月から六月まで、左隻上段七月から九月、下段十月から十二月で終わるという、言わば一年間の様々な事象をその時々の行事や風俗を取り交ぜて表微させた作品と言えよう。なお筆者を比定させるような落款や印章は見出しえない。

つぎに画面全体にびっしりと書き込まれた事象をおおざっぱに整理分類しておくと次の通りである。ただし判別不可能な種類や事象も少なくないが、これらについては今後の課題としていただきたい。

◇人物数
男性五四人、女性一四〇人、子供三二一人、合計九七五人

・内訳（判別可能な人物のみ）
何等かの商売にかかる者一二四人（全て男）

職人の類八〇人（男六九、女一一）、

大道芸など六八人（男五六、女八、子供四）、

武家五〇人、僧侶二四人

・店舗数四三、